

農地法第4条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

農業委員会受付印

鳴門市農業委員会会長

殿

申請者（氏名）

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条の規定により許可を申請します。

Table with 10 columns: 1 申請者の住所及び職業等, 2 許可を受けようとする土地の所在, 3 転用事業計画, 4 転用することによって生ずる被害, 5 その他参考となる事項, 6 市街化調整区域内農地の記載事項, 7 申請書に添付する書類, 8 申請書の記載事項, 9 転用目的, 10 転用事由の詳細, 11 建築物の1階部分の建築面積の合計, 12 転用計画, 13 土地造成の方法と盛土する土の種類, 14 資金調達計画, 15 法人登記事項証明書, 16 議決書, 17 予算書, 18 申請地の位置及び付近の見取図, 19 その他添付すべき書類

鳴農委指令 第 号

次の条件により、上記のとおり許可します。 令和 年 月 日

鳴門市農業委員会会長

許可条件

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
2 申請書に記載された事業計画の変更を行う場合には、事前に知事の承認を受けること。
3 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為を停止を命じ、もしくは現状回復の措置等をとるべきことを命ずることがある。
4 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3箇月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞無くその旨を報告すること。
5 本件許可に伴う地目変更登記については、鳴門市農業委員会が発行する工事完了証明書を添付すること。

【告示】

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳴門市長に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代表を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
ただし、この処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳴門市を被告として（訴訟において鳴門市を代表する者は鳴門市農業委員会会長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。